官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則（最高裁一）　一
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一九）　一
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通二〇二）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二〇三、二〇四、二〇八、二〇九）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二〇五、二〇六、二一〇）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同二〇七）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一五）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　七
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
通　運　八
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示一・二）　八
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一）　八
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十二日　最高裁判所

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則

（趣旨）

第一条　民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等については、この規則の定めるところによる。

（指定法人による電磁的記録の提供の求め等）

第二条　指定法人は、最高裁判所に対し、法第七条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めるときは、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該電磁的記録の種類

二　当該電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された年月日又は期間

三　その他最高裁判所が必要と認める事項

2　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため特に必要があるときは、最高裁判所に対し、前項の規定により提供を受けた電磁的記録の中から、提供を求める電磁的記録を選定して、更にその提供を求めることができる。

（最高裁判所による電磁的記録の提供）

第三条　最高裁判所は、前条の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該求めに応じ、その電磁的記録を提供するものとする。

2　最高裁判所は、指定法人による民事裁判関連情報の収集整理に資するよう、指定法人の求めに応じ、民事裁判関連情報を記録した電磁的記録を提供するよう努めるものとする。

附　則

この規則は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

その他告示

○外務省告示第十九号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日及び十二月九日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十二日

外務大臣　茂木　敏充